平成２１年（フ）第２００５号
堺市中区深井沢町276番地１　府営深井沢町住宅４棟309号
債務者　辻林美栄子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００８号
大阪府富田林市喜志町３―７―５　藤和喜志ハイタウン1104号、住民票上の住所堺市堺区竜神橋町２丁３番１―714号
債務者　伊東　孝慈
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０１６号
堺市北区新金岡町５丁３番110号　エスポワール新金岡201号、前住所大阪府松原市上田８丁目16番10―201号
債務者　細川タイルこと　細川　建吾
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０２０号
堺市南区新檜尾台２丁２番４―201号
債務者　村田　勝子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
堺市中区深井沢町314番地９
債務者　小川満里子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
堺市堺区北丸保園１番１号　エクセルガーデン堺Ｂ―106号
債務者　内垣　照彦
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
大阪府羽曳野市西浦１丁目３番２号　宝寿コーポラス107号、前住所大阪府羽曳野市古市４丁目１番11―1001号
債務者　中西　哲弥
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
大阪府羽曳野市野10番地　シャトー201号室
債務者　難波　智子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
大阪府羽曳野市学園前４丁目15―１、住民票上の住所大阪府羽曳野市古市1394番地49棟274号
債務者　澤田　敏美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
堺市堺区東雲西町４丁４番11号　アルカディアしののめ201号
債務者　國分　一志
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
堺市北区金岡町60番地大阪府営大泉緑地内自立支援センターおおいずみ、住民票上の住所堺市北区南長尾町３丁１番７―216号
債務者　谷口　利紀
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
堺市北区金岡町60番地　大阪府営大泉緑地内自立支援センターおおいずみ、前住所堺市中区深井中町880番地25　モンパレス201号
債務者　吉川　正次
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
大阪府高石市羽衣４丁目５番20　羽衣１棟507号室
債務者　藤久保恵子（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
大阪府松原市岡３丁目６番８号
債務者　中谷　久志
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
堺市東区白鷺町１丁24番11―102号
債務者　戸田　嘉之
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
堺市南区宮山台４丁３番27―107号、前住所堺市中区東山125番地１　レガート303号
債務者　宮内　博司
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４号
北海道沙流郡日高町字幾千世136番地
債務者　鹿戸　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係